

「外国人の相談支援のポイント」 ～コロナ特例貸付を通して学んだこと～



2022年3月

社会福祉法人 安城市社会福祉協議会

総務課ふれあいサービスセンター 生活相談係

はじめに

2020年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症の問題が日本国内においても不穏な状況になってきました。著名な芸能人の感染死もショックを与え、全国一斉に学校が休校になるなど、私たちの行動にも様々な制限がかかるようになってきました。そんな状況下で仕事を失ったり、仕事が減って家計急変に苦しむ世帯が増え、生活福祉資金の新型コロナ特例貸付が2020年3月25日から始まりました。

当初、外国人は永住者だけに限られていたため、相談者のほとんどは日本人でしたが、徐々に相談者も増えていき、5月15日以降は外国人への制限が解除され、外国人への貸付が始まりました。その後、緊急事態宣言の影響もあり、休業する店や工場などが増えて、相談者は激増していく中、外国人の相談者も激増していきました。

そこで最初に苦しんだことは言葉の壁でした。日本語を話せない外国人に対して、片言の英語でしか対応できない状況で、外国人との意思疎通の難しさに戸惑いました。にもかかわらず外国人が殺到する状況で、一時は社会福祉会館の玄関フロアが外国人で溢れる事態にもなりました。この問題に対しては、英語とポルトガル語の通訳者を専門の派遣会社を通じて依頼することで、言葉の壁についてはある程度解決することができました。

その次に困ったのは、文化の違いです。言葉が通じても彼らの言動について日本人の常識では理解できないことが多々ありました。これまでの業務の中で外国人と接することはほとんど無く、彼らの日本での居住資格や宗教上の習慣、家族観などを理解していないまま対応していたことで、こちらの頭の中がパニックになることもありました。そんな中で、彼らから学ぶことも多く、経験を通して少しずつ理解ができることも増えていきました。

そこで、今後の外国人の支援をするうえで知っておいた方がよいこと、私たちが苦労した経験を通して学んだことを記録に残し、社協職員に伝えていきたいと思い、この手引きを作成することにしました。

今後の多文化共生社会の一助になれば幸いです。

2022（令和4）年3月

社会福祉法人安城市社会福祉協議会
総務課ふれあいサービスセンター
生活相談係

目 次

はじめに	1
目次	2
第1章 外国人に関する基礎知識	3
第2章 外国人労働者の現状	6
第3章 生活福祉資金コロナ特例貸付の外国人への貸付状況	11
第4章 外国人の相談で知っておきたいポイント	13
第5章 各国の情報	16
1. フィリピン	17
2. ブラジル	20
3. スリランカ	24
4. ベトナム	27
5. ペルー	30
6. インドネシア	33
コラム「貸付面談中に印象に残った会話」	36
参考資料（外国人に関する相談窓口）	38

第1章 外国人に関する基礎知識

(愛知県国際交流協会「相談員のための多文化ハンドブック＝子どもの教育編＝」より抜粋)

1 外国人とは

「出入国管理及び難民認定法（略称：入管法）」では、外国人を「日本の国籍を有しない者」と規定しています。

法律には、外国人にも適用されるもの、外国人には適用されないものがあります。入管法をはじめ労働関係や福祉関係など、外国人にも適用される場合が多いですが、公職選挙法などは外国人に適用されません。生活保護法は、基本的には日本国籍の人を対象にはしていますが、一部の外国人にも準用しています。

しかし、相談窓口の支援で外国人とかわる場合は、日本の国籍を有しない人だけが対象と言う訳ではなく日本国籍の人も含まれます。支援対象の人たちを「外国につながりをもつ（がある）人」「外国にルーツをもつ（がある）人」などと表現することもあります。

例えば、日本国籍の子どもでも、親が外国籍の家庭では、日本語ではない言語でコミュニケーションをとっていたり、長年外国に居住していたりして、一般的な日本人が送る日常生活とは異なる環境にあることも少なくなく、様々な配慮が必要になります。また、外国籍から帰化して日本国籍になった人もいます。

2 在留資格とは

日本に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める「在留資格」のいずれかを付与される必要があります。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものです。

在留資格は、次のように大別できます。

- ① その外国人が日本で行う活動に着目して分類された在留資格（活動資格）
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（身分地位資格）

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者はその外国人が「どのような身分であるか」がポイントであると言えます。

また、上記①について、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できます。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではありませんが、その活動内容には制限が無いことから、就労活動に従事することも可能です。

また、在留資格によって、日本で受けられる制度やサービスが変わるので、注意が必要です。

在留資格が無く日本に滞在している外国人は、不法滞在（オーバーステイなど）となり、原則として、日本でのサービスは受けられません。

なお、「在留資格」と「ビザ」は違います。ビザ（査証）とは在外公館で発行されるもので、その外国人が持っている旅券（パスポート）が有効であるという「確認」とビザに

記載された条件により入国することに支障が無いという「推薦」の意味を持っています。在留資格は法務省の管轄、ビザは外務省の管轄です。

在留資格は下記のとおりで、在留期間も資格や年数などによって定められています。

在留資格一覧表

*詳しい諸条件などにつきましては下記URLをご確認ください。
出入国在留管理庁「在留資格一覧表」
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使およびその家族
公用	外国政府などの公務に従事する者およびその家族
教授	大学教授など
芸術	作曲家、画家、作家など
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師など
報道	外国の報道機関の記者、カメラマンなど
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業などの経営者、管理者など
法律・会計業務	弁護士、公認会計士など
医療	医師、歯科医師、看護師など
研究	政府機関や企業などの研究者
教育	高等学校などの語学教師など
技術・人文知識・国際業務	エンジニア、通訳、デザイナー、語学講師など
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手など
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者など
特定技能	特定産業分野の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者など	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者など	永住者の配偶者・日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子など

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官などの家事使用人、ワーキングホリデーなど

就労が認められない在留資格*例外あり

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者など
短期滞在	観光客、会議参加者など
留学	大学、専門学校、日本語学校などの学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格などで在留する外国人の配偶者、子

*資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

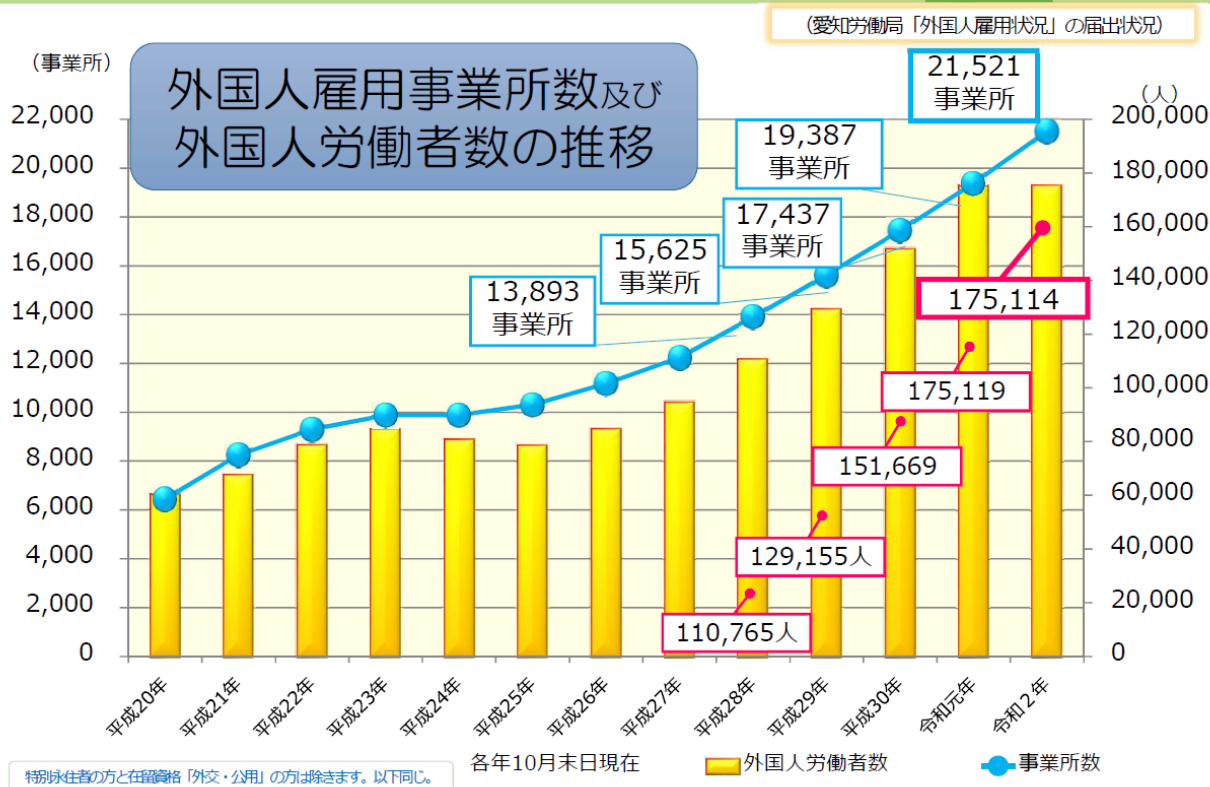
在留資格によって利用ができるサービスも異なります。前提として、日本に住む以上、適正な在留資格を有し、「税金を払う」「公的医療保険や年金に加入する」などの義務を果たす必要があります。それらの義務を果たせば福祉サービス等を受けることができます。身分や地位に基づく在留資格の方は、ほとんどのサービス等の対象となります。

第2章 外国人労働者の現状

(R2.11 厚生労働省愛知労働局発表資料より図表部分を抜粋)

外国人労働者の状況は、日本国内でも県によってかなり違いがあります。ここでは愛知県内の状況を、愛知労働局の令和2年10月現在の統計をもとに確認していきたいと思います。

愛知県内における外国人雇用状況 表1



愛知県では表1のように平成27年以降、毎年外国人労働者の数は増え続けています。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年度と比べて減少していますが、令和3年には再び増加に転じています。

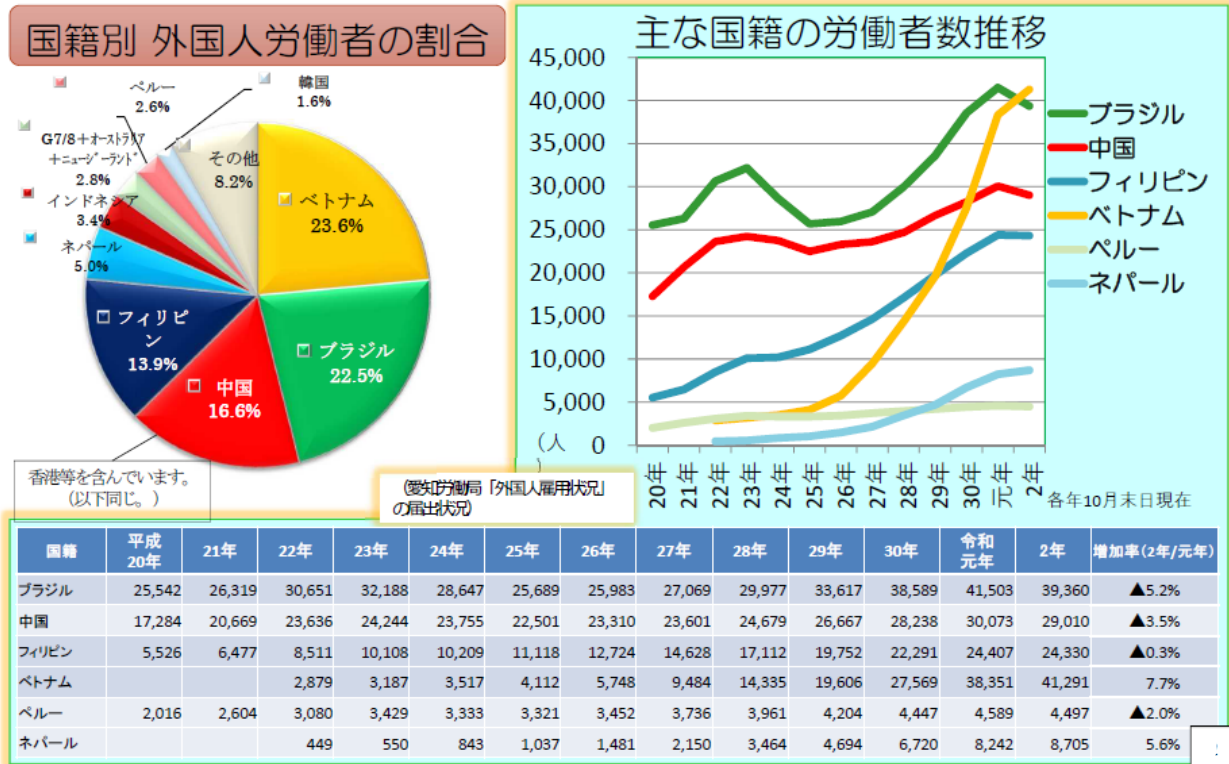
これには入管法の改正や、技能実習生の受け入れに関わる技能実習法の改正が大きく関わっていると考えられます。

入管法は平成21年(2009年)の改正で大幅に整備され、外国人登録制度が廃止されて在留カードが交付されるようになり、在留期間もこれまでの3年から最長5年になり、在留資格に「技能実習」が創設されました。

平成26年(2014年)の改正では、在留資格に「高度専門職」が創設され、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が統合され、専門的・技術的分野における外国人の受け入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応できるようになりました。

その後も平成28年(2016年)の改正では、在留資格に「介護」が創設され、平成30年(2018年)には在留資格に「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、外国人人材の受け入れは進んでいます。

愛知県内における外国人雇用状況 表2



次に国別の状況ですが、表2のように愛知県ではブラジル人が最も多い状況が続いていましたが、平成27年以降は技能実習生制度の充実などによるベトナム人の急激な増加により、令和2年はベトナム人が最も多くなっています。現在はベトナム、ブラジル、中国、フィリピンで全体の3/4を占めています。

ちなみに安城市では、令和2年10月1日時点の住民基本台帳によると、国籍別ではブラジルが最も多く2,163人、次にフィリピンが1,845人、ベトナムが1,178人、中国が1,125人となっています。

では、在留資格について確認していきますと、次ページの表3のように愛知県では「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」などの「身分に基づくもの」が約半数を占めています。その他には「技能実習」「専門的・技術的分野」となっています。

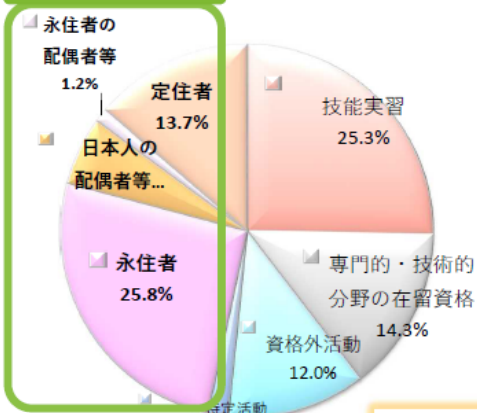
国籍別の状況は次ページの表4のように、ブラジル、ペルー、フィリピンでは「身分に基づくもの」がほとんどを占め、ベトナムでは「技能実習」が最も多くなっています。特にブラジルとペルーでは、「永住者」の割合が高く、日系人が多いことがうかがえます。

ブラジルとペルー国籍が多いのは全国の割合とは異なり、愛知県独特の傾向で、県内に自動車関連の工場が多く、ブラジリアンコミュニティが複数存在していることが影響していると考えられます。

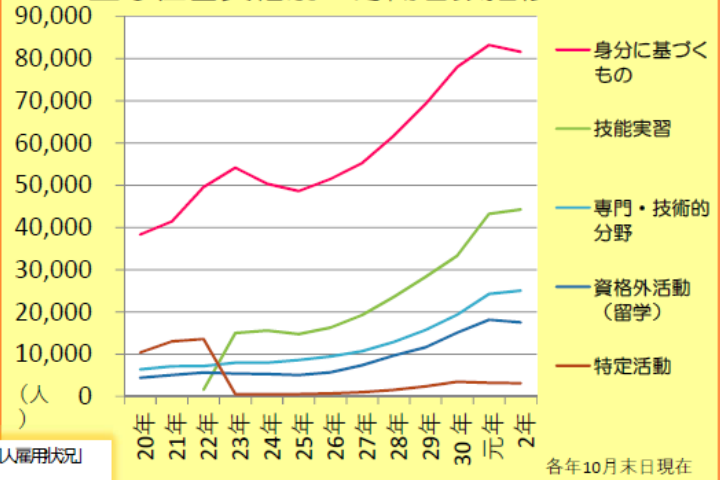
愛知県内における外国人雇用状況 表3

在留資格別 外国人労働者の割合

身分に基づくもの



主な在留資格別の労働者数推移



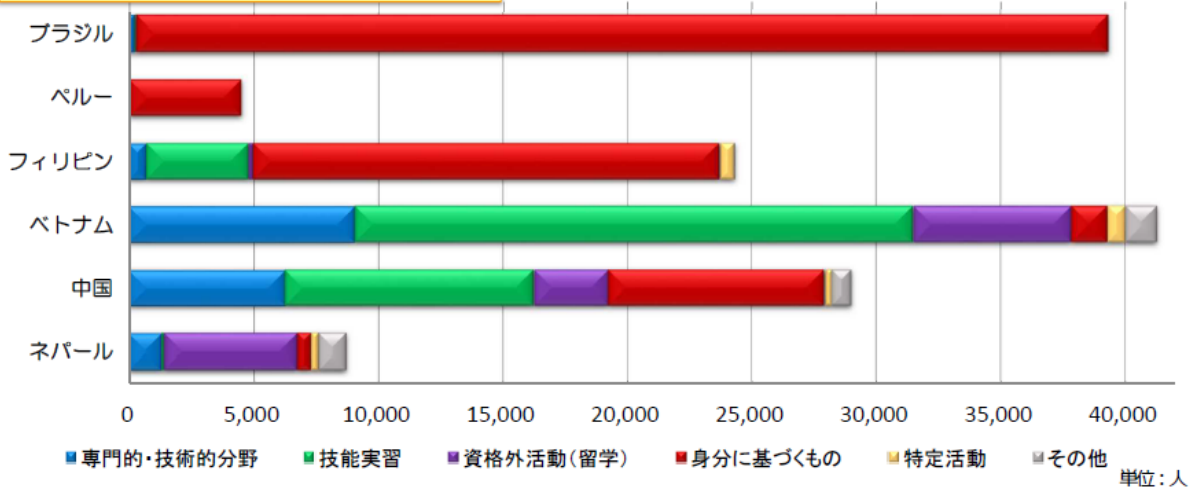
(愛知労働局「外国人雇用状況」の届出状況)

在留資格	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	増加率(2年/元年)
身分に基づくもの	38,318	41,471	49,553	54,201	50,391	48,614	51,511	55,283	61,786	69,288	78,053	83,264	81,620	▲2.0%
技能実習			1,525	14,989	15,580	14,747	16,273	19,242	23,539	28,335	33,310	43,210	44,268	2.4%
専門・技術的分野	6,367	7,095	7,176	7,954	7,953	8,606	9,416	10,687	12,852	15,738	19,371	24,232	25,042	3.3%
資格外活動(留学)	4,389	5,018	5,602	5,358	5,263	5,033	5,675	7,333	9,629	11,624	15,103	18,133	17,527	▲3.3%
特定活動	10,382	13,002	13,585	498	484	524	643	955	1,514	2,369	3,430	3,198	3,104	▲2.9%

愛知県内における外国人雇用状況 表4

主な国籍別の在留資格別割合

愛知労働局「外国人雇用状況」の届出状況(令和2年10月末現在)



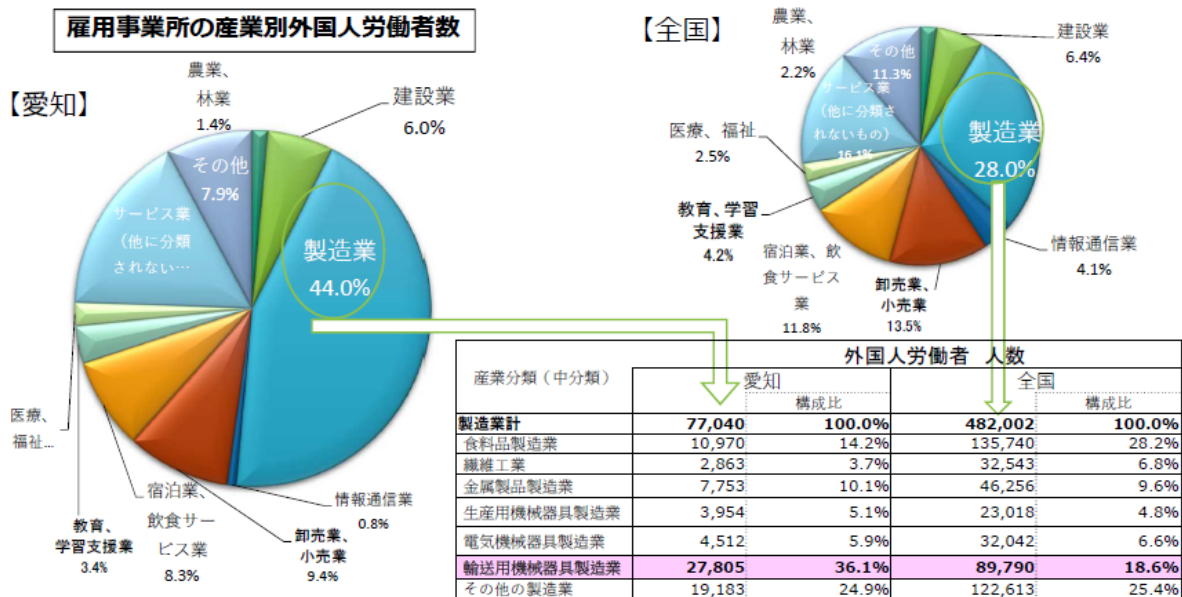
国籍	専門的・技術的分野	技能実習	資格外活動(留学)	身分に基づくもの	特定活動	その他
ブラジル	253	47	16	39,012	22	10
ベルギー	8	22	7	4,456	3	1
フィリピン	709	4,071	178	18,763	559	50
ベトナム	9,043	22,430	6,390	1,430	736	1,262
中国	6,229	10,014	2,998	8,701	269	799
ネパール	1,332	104	5,299	557	299	1,114

次に雇用事業所の産業別の状況ですが、表5のように製造業事業所で就労する者の割合が44%と、全国の28%と比べて高い割合になっています。この製造業事業所の中でも輸送用機械器具製造事業所で就労する割合が最も高く36.1%となっています。

中でも西三河では、製造業事業所で就労する者の割合が63.6%と最も多く、自動車産業に従事する人口が多いことがうかがえます。ここでも「身分に基づく在留資格」の割合が最も高く、55.7%となっています。

愛知県内における外国人雇用状況 表5

愛知県内の外国人労働者数を雇用事業所の産業別にみると、製造業事業所で就労する者は、77,040人で44.0%と、全国の28.0%に比べ高い割合（令和2年10月末）
 ◇製造業事業所のうち、輸送用機械器具製造業事業所で就労する者が36.1%（全国18.6%）
 ◇地域ごとで産業別にみると、西三河では製造業事業所で就労する者の割合が63.6%



最後に全国状況を確認しながら、愛知県の状況を再確認します。

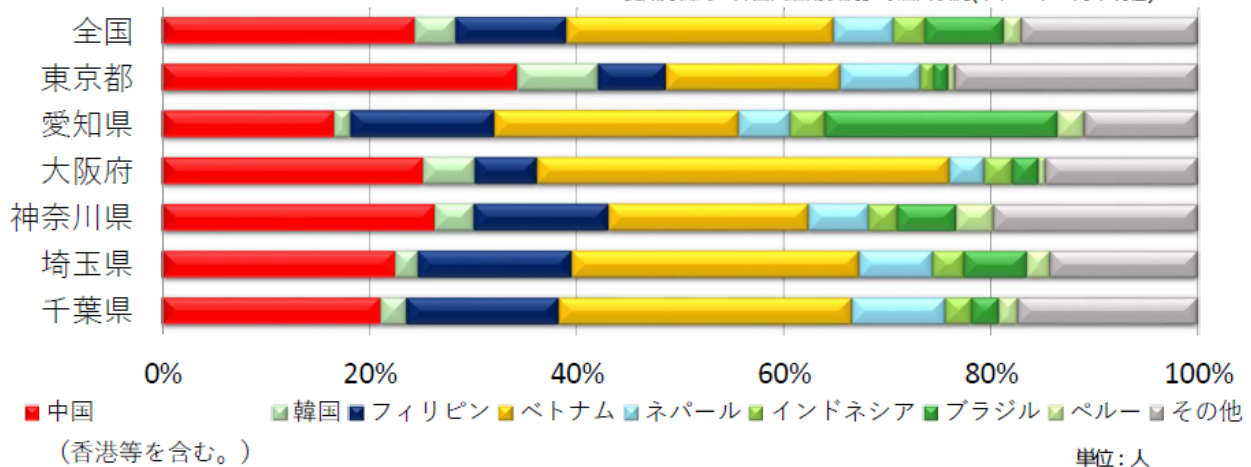
次ページの表6にありますように、愛知県内の外国人の数は、東京都に次いで2番目に多く、約175,000人で、全国の約10%に達しています。この状態は10年以上続いています。

このうち令和2年からはベトナムが最も多く、次にブラジルが多く、中国、フィリピンと続きます。在留資格は表7にありますように「永住者」や「定住者」などの「身分に基づくもの」が最も多く、第1位の東京都、第3位の大阪府とは異なる傾向を示しています。これは産業構造の違いによるものと考えられます。

全国における外国人雇用状況 表 6

主な都道府県（外国人労働者数上位6都道府県）別の国籍別割合

愛知労働局「外国人雇用状況」の届出状況(令和2年10月末現在)

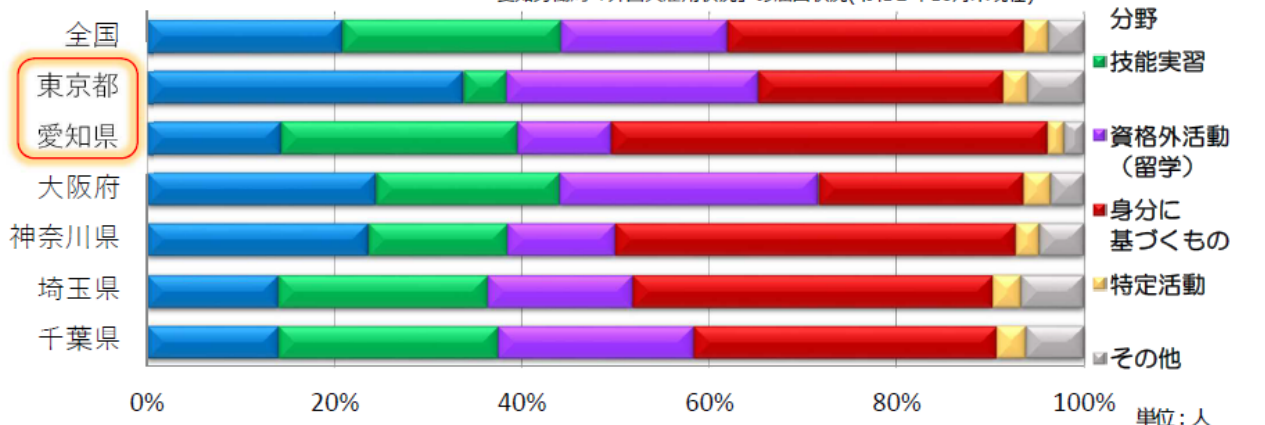


主な都道府県	計	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア	ブラジル	ペルー	その他
全国	1,724,328	419,431	68,897	184,750	443,998	99,628	53,395	131,112	29,054	294,063
東京都	496,954	170,176	38,868	32,507	83,654	38,440	6,571	6,912	3,307	116,519
愛知県	175,114	29,010	2,820	24,330	41,291	8,705	5,884	39,360	4,497	19,217
大阪府	117,596	29,553	5,933	7,084	46,802	3,966	3,220	2,967	767	17,304
神奈川県	94,489	24,804	3,617	12,276	18,243	5,476	2,632	5,386	3,399	18,656
埼玉県	81,721	18,360	1,810	12,137	22,646	5,824	2,498	4,942	1,820	11,684
千葉県	67,177	14,139	1,708	9,855	19,015	6,065	1,722	1,773	1,225	11,675

全国における外国人雇用状況 表 7

主な都道府県（外国人労働者数上位6都道府県）別の在留資格別割合

愛知労働局「外国人雇用状況」の届出状況(令和2年10月末現在)



主な都道府県	計	専門・技術的分野	技能実習	資格外活動(留学)	身分に基づくもの	特定活動	その他
全国	1,724,328	359,520	402,356	306,557	546,469	45,565	63,861
東京都	496,954	167,805	22,897	133,638	130,250	13,072	29,292
愛知県	175,114	25,042	44,268	17,527	81,620	3,104	3,553
大阪府	117,596	28,768	23,034	32,551	25,750	3,453	4,040
神奈川県	94,489	22,322	14,046	10,896	40,440	2,385	4,400
埼玉県	81,721	11,455	18,272	12,686	31,411	2,487	5,410
千葉県	67,177	9,436	15,750	14,027	21,769	2,093	4,102

第3章 生活福祉資金コロナ特例貸付の外国人への貸付状況

(2020.3~2022.2末)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少がある世帯を対象に無利子、保証人なしで生活費を貸出する制度が令和2年3月25日からスタートしました。期限の延長を繰り返し現在は令和4年6月末までを期限として実施しています。実施主体は各都道府県社会福祉協議会で申請窓口は各市町村社会福祉協議会です。

1 制度の概要

(1) 緊急小口資金

緊急かつ一時的な生計維持のための貸付で、貸付上限額は1世帯20万円以内
償還の据え置き期間は1年、償還は2年以内

(2) 総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用を貸付（貸付期間：原則3月以内）
（二人以上世帯）月20万円以内（単身世帯）月15万円以内
償還の据え置き期間は1年、償還は10年以内

※償還時の世帯状況によっては償還免除の制度もあります。

2 安城市での貸付実績について（申請件数）

令和4年2月末までの実績

緊急小口資金	総合支援資金	総合支援資金延長	総合支援資金再貸付	合計
1,675件	756件	132件	251件	2,814件
330,750,000円	370,918,000円	67,736,000円	140,830,000円	910,234,000円

3 借受人（利用者）について（全体の傾向のまとめ）

- (1) 外国人が半数近くおり、外国人の中ではフィリピン人とブラジル人で大半を占め、次にスリランカ、ベトナムと続き、日本を除く17カ国の方が借りています。
- (2) 年代は30代~50代の働き盛りの方が多く、ついで20代、60歳以上の方がいます。
- (3) 職業は多岐にわたりますが、西三河地域の特徴として自動車関連の製造業に従事する方が半数近くを占めます。雇用形態としては、派遣社員や契約社員、アルバイトなどの非正規雇用の方が約半数を占め、個人事業主の方も見受けられます。
- (4) 今回の貸付では、今まで福祉サービスに無縁だった人々がコロナによる失業、仕事量の減少で収入が少なくなり、生活費が足りなくなる新たなタイプの生活困窮の形態（コロナ貧困）が多く見受けられます。
- (5) もともと不安定雇用、低収入でぎりぎりの生活をしてきた世帯が、コロナ禍の中で収入が減り、生活が立ち行かなくなるケースも多く見受けられます。コロナ禍が長期に及ぶ中で、ひきこもりやニートなど、世帯の中のもともとの課題も浮かび上がってきています。

4 外国人の借入状況

令和2年3月25日から始まった特例貸付ですが、当初は外国人で借入れができるのは「永住者」のみでした。しかし、コロナ禍が拡大する中で、5月15日以降は外国人の在留資格による制限が解除され、外国人の借入れが急増していきました。

令和4年2月末の時点では、緊急小口資金の申請件数は1,675件に達し、その内の44%にあたる737件は外国籍の方からの申請でした。申請者の国籍の内訳はフィリピンが24%と最も多く、次にブラジルの13%と、この2カ国で大半を占め、その次にはスリランカとベトナムが続き、全体では17か国の国籍の方の申請がありました。

フィリピンとブラジルが多い傾向は、安城市の住民基本台帳の数字とも一致しており、愛知県の特徴である「永住者」「定住者」などの身分による在留資格の割合が全国でも最も高く、特に自動車関連の製造業で就業する者の割合が60%を超える西三河地区の特徴とも一致しています。

※令和4年2月末現在の申請件数の国籍別割合は下記のとおりです。

日本	938人
フィリピン	396人
ブラジル	219人
スリランカ	25人
ベトナム	25人
ネパール	12人
ペルー	14人
インドネシア	11人
パキスタン	8人
バングラデシュ	7人
パラグアイ	3人
インド	5人
韓国	3人
中国	3人
ボリビア	2人
ミャンマー	1人
ガーナ	2人
ドミニカ共和国	1人
合計人数	1675人



合計人数
1675人



バングラデシュ 7人
パラグアイ 3人
韓国 3人
インド 5人
ボリビア 2人
中国 3人
ミャンマー 1人
ガーナ 2人
ドミニカ共和国 1人

R4.2月末 現在

フィリピンとブラジルとの違いでは、フィリピンではフィリピンパブなどの社交飲食店勤務の方も、一定数見受けられました。

3番目に多いスリランカでは、中古車の輸出入販売を経営する方、カレー料理などの飲食店で調理を行う方などが多くなっています。

第4章 外国人の相談対応で知っておきたいポイント

※この内容については、愛知県国際交流協会の「相談員のための多文化ハンドブック」をもとに、独自の見解を含めてまとめています。

外国人からの相談対応は、基本的には日本人からの相談と同様に相談者の気持ちを尊重し、人として尊重し、個々のニーズに沿って対応することには変わりはありません。ただし、留意すべき点もありますので、3点ほどあげておきます。

(1) 把握しておいた方がよいこと

◆国籍

相談者が持っている背景を把握するのに、大切な要素です。日常会話での言語や結婚に関する法律も国によって違います。その人のルーツなど、その人を知る入り口にもなります。

また、夫婦や親子間でも国籍が同じとは限りませんので、家族の国籍の確認も必要です。

◆在留資格、在留期間

外国人が日本に住むには、在留資格が必要です。在留資格によって就労の可否や範囲が違ったり、受けられるサービスが違ったりします。家族でも同じとは限りませんので、必要に応じてそれぞれに確認が必要です。

また在留期間が過ぎてしまうと、不法滞在の状態になってしまい、様々な罰則が課せられる可能性がありますので、注意が必要です。

◆来日時期、生活歴

「日本に住む外国人」と一口に言っても、日本での生活歴は様々です。母国で育って大人になってから来日した人もいれば、日本で生まれて母国のことを知らない人もいます。

日本人の父親を持ち、日本国籍を持っている人でも、生まれてすぐ母親の母国で生活し、日本語を話せない人もいますので、確認が必要です。

◆日本語能力はどれくらいか、何語を話すか？

相談者や家族の日本語能力を会話を通して確認しましょう。日本に長期間滞在していて日本語が堪能な人もいれば、長年日本に住んでいても全く話せない人もいます。

また、国によっては多民族で構成されており、言語が一つとは限らず、地域によって違う場合もあります。英語がすべての国で理解できるとは限らず、その人のおかれてきた状況によって様々です。

◆宗教上の配慮は必要かどうか

国によって宗教は様々です。日本では宗教によって生活に制限が生じることはほとんどありませんが、カトリックやイスラム教の国では日常生活に宗教が大きく影響しています。

例えばイスラム教の国では1日5回のお祈りの時間があったり、肉や酒などの食事は制限されていたり、女性は肌を見せないようにスカーフを被るなどの制約があり、対応には配慮が必要です。

(2) 外国人対応で気を付けること

◆日本人の価値観だけで判断しない

国によって辿ってきた歴史、政治や経済、文化、宗教、法律や制度は違いますので、日本人の価値観では理解できないこともたくさんあります。多様な文化や価値観があることを理解し、尊重することが大切です。

例えば、日本では協議離婚が認められていますが、裁判離婚しか認めていない国もありますし、裁判離婚の手続きを経てもさらに多額のお金を支払う必要があったり、宗教的には認められない国もあります。そのため、正式な離婚を経ずに事実婚状態で暮らしている実態もあります。

また、時間に対する考え方も日本人とは違います。日本人は約束の時間に遅れないように守りますが、時間に対しておおらかな考え方の国もたくさんあります。日本では冬に備えて、計画的に食料などの備えをしていきますが、南国では常に果樹が生っていて食料に困ることが無いため、備える必要も無く、おおらかな考え方になることが考えられます。

◆国名だけでとらえない

日本でも北海道と沖縄では気候も大きく違い、当然文化や慣習も違ってきます。外国ではそれ以上に、地域によって民族や言語、宗教も異なるなど違いはさらに大きくなります。「〇〇人だから〇〇語が話せる」という考え方も通用しないことも多いです。

また、日本人でも多種多様な人がいるのと同じで、一人ひとり、生活歴も性格も違います。「〇〇人だから・・・」と言った固定観念を持たず、一人ひとり違うことを認識して対応しましょう。

◆日本に来ている理由と家族関係を理解する

相談窓口に来られる方々の多くは、ブラジルやペルーなどのかつて日本人が国策として移民した南米の国、そして、フィリピン、ベトナム、インドネシア、スリランカ、などのアジアの国々です。

ブラジルやペルーなどは日本からの移民の子孫である日系人が多く、平成 2 年（1990 年）の入管法改正で、日系外国人の就労を認める「定住者」の在留資格を新設してから、日本企業の労働力確保の需要と一致して急増しており、すでに「永住者」として日本に定着している人々も多くなっています。

一方、フィリピン、ベトナム、インドネシアなどのアジアの国では、国内に産業が少なく就職先が限られているため、国の政策として海外で働くことを推奨しています。フィリピンは日系人も多く、「定住者」や「永住者」の在留資格を持っている人も多くいますが、ベトナムやインドネシアでは「技能実習」や「特定技能」など産業技術を学びながら就労される方が増えています。

いずれの国においても、多くの方は母国の家族の家計を助けるために日本に来ています。そのため自身の貯蓄よりも家族への仕送りが優先されます。日本に比べて社会保障制度が充実していない国が多く、家族で支え合うことが求められており、宗教上の文化などから家族のつながりは強く、日本人とは比べ物にならないくらい家族や親族を大切にします。

(3) 話すときに気を付けること

◆相談者の話をしっかり聴き、意思を確認する

日本人に対しても言えることですが、まずは相手の話をしっかり聴くことから相談は始まります。

ただ、そこで問題になるのは言葉の壁です。外国人にとっては日本語が理解できず、自分の置かれている状況や思いを伝えられない状態になり、こちらの側も同様の状況で相談が進まない状況になることがあります。その場合、通訳者がいることが一番望ましいのですが、いない場合は翻訳機や外国語版の印刷物などを使い、可能な限り相手の主訴を確認します。

◆制度やサービスをていねいに説明し理解してもらう

制度は国によって違いますし、日本独自で母国には無い制度もあります。母国に同じような制度が無いとイメージが湧きませんし、母国に同じような制度がある場合には、母国のイメージでとらえてしまい誤解を生じることもあります。

また、現在利用している制度を、ぼんやりとしか理解していない場合もあります。相談者がどの制度を指しているのかきちんと確認し、制度の名称を覚えてもらうようにしましょう。相談者の理解度をしっかり見極めて対応します。

特に制度の説明は、通訳を付けていても、制度が日本独自のものであるため適切な語彙が無く、内容が理解できず、「わかりました」と言っている場合、実は理解できていないことも少なくありません。本当に理解できているのかを、説明したことを質問して理解度を確認するなど、工夫が必要です。

◆できること、できないことを明確にする

外国人を支援する際には、何ができて何ができないのか、サービスの利用上のルールで、しなくてはいけないこと、してはいけないことなどを明確に伝えましょう。その理由を正確に説明することも大切です。

特に日本での「約束した時間を守ること」の意味や、大切さを伝えると良いでしょう。

◆やさしい日本語、明確な表現でコミュニケーションをとる

「やさしい日本語」は、災害がきっかけで、外国人にもわかりやすく伝わりやすい言葉として使われるようになった言葉です。簡単な表現を使ったり、一文を短くしたりして工夫しています。この表現方法を参考にすると良いでしょう。

日本語は主語が無くても会話が通じますが、主語を省略してしまうと正しく解釈されないことがあります。いつ、どこで、誰が、どうして、どのように、何をするのかを明確に伝えましょう。「しばらく」「少し」「すぐ」などのあいまいな表現は避け、具体的な数字で伝えるようにしましょう。

第5章 各国の情報

今回の特例貸付では、日本を除いて17か国の国籍の方からの申請がありました。この中でも特に申請件数の多かった国について、それぞれの国の状況を、外務省のホームページ、愛知県国際交流協会発行の「相談員のための多文化ハンドブック」をベースにしながら、Wikipedia やそれぞれの国の大使館駐在員、旅行会社の駐在員、転職サイトなどのホームページを参考にし、相談支援を通して感じた印象などを含めてまとめてみました。（今回は内部資料のため、出典元の詳細の記載は省略します）

国によっても、地域によって気候や風土も違い、民族や宗教、言語も異なるなど国内での状況が異なりますが、ここでは言語や宗教、文化、教育などそれぞれの分野での全体的な特徴をまとめています。

今回、掲載している国は下記の6カ国です。

1. フィリピン
2. ブラジル
3. スリランカ
4. ベトナム
5. ペルー
6. インドネシア

ここに掲載したことが全てではありませんが、上記の6カ国を確認しただけでも、今まで知らなかった事実がたくさんありました。ここで感じたことは、「日本の常識は通用しない」と言うことです。

例えば、日本では学校は午前と午後と授業があるのが当たり前ですが、ここに掲載した国々では半日が基本です。これは人口が多くて、一度に教室に入りきれないという事情があります。義務教育制度はあるものの、農村部では経済的理由や家業の都合で学校に行っていない児童もいます。

また、日本では離婚は夫婦の話し合いで成立しますが、裁判でしか離婚ができない、離婚するためには多額の費用が必要など、日本では考えられないほど離婚が難しい国もあります。

そして、宗教が日々の生活に及ぼす影響も、日本に比べて大きいと言えます。特にイスラム教の国では食事、女性の服装、結婚など広範囲に影響が及んでいます。カトリックの国では宗教的に堕胎が禁止されており、特にフィリピンでは信仰に忠実で離婚も堕胎も禁止されているため、婚外子も多数存在しています。

以上、それぞれの国にそれぞれの文化が存在しており、日本の常識や価値観では理解できないこともたくさんあります。まずは知ることから始まります。

1. 国名：フィリピン（フィリピン共和国）

面積：298.170 平方キロメートル（日本の 8 割）
7,641 の島々があります。

人口：1 億 903 万 5,343 人
(2020 年フィリピン国政調査)

首都：マニラ



フィリピンは大航海時代にマゼランから発見されたことをきっかけに、戦争のたびにスペイン統治からアメリカ統治、日本統治へと変わっていった植民地化の歴史を持っています。独立後もマルコス政権による独裁が続き、国際社会から遅れを取る原因ともなりましたが、1986 年以降からは民主化の道を進み、治安やイメージも改善されつつあります。

1 言語

公用語はフィリピン語と英語です。フィリピン語はタガログ語を基礎に他の地域語から語彙を補充した言語で、フィリピンでは 100 以上の言語が使用されていると言われていますが、主要言語は 10 民族言語でタガログ語もその一つです。

また 1898 年のアメリカ統治以来は英語が公用語として教育言語として使われていた経緯があり、小学校から英語教育が義務化され、国語と歴史以外の授業を英語で受けるため、多くの国民が英語を話します。

2 家族関係・生活習慣

国民の約 9 割がキリスト教（主にカトリック教）を信仰しているため、日々の生活にも大きな影響を与えています。キリスト教徒の大切な儀式である洗礼式の際、親族や両親の友人、地域の有力者などに洗礼親になってもらう制度があり、その後の人生のさまざまな場面で子どもの面倒をみてくれ、子どもたちが社会で生きていくために大切な役割を果たし続けてくれています。

そして、南国特有な明るく陽気な性格に加え、困っている人を見たら助けようとする優しさが備わっています。高齢者を敬う風土があり、大家族で生活する家庭が多いため、親族同士の絆が強く、経済的にも支え合いながら生活することも珍しくありません。フィリピン人女性は共働きが多く、働いたお金を祖国の親族に送金しているケースが数多く見受けられます。イベント好きで誕生日やクリスマス、お祭りなどのイベントは親戚一同が集まり一緒に過ごします。

また、離婚が存在しない国で、離婚を成立させるためには相当な時間と費用がかかります。そのため、宗教上中絶を好まないこともあり、事実婚が増えていたり、正式な離婚という手続きを踏まずに次のパートナーとの子を出産するケースも多く見受けられま

す。相談の中では年上の日本人男性と結婚しているフィリピン人女性も多く見受けられ、子どもが日本国籍を有しているケースも珍しくありません。

3 仕事（職業）

フィリピン政府の2015年の統計によると、総人口の1割にあたる1,000万人以上が海外で暮らしており、彼らが祖国に残る家族に送金している額は総額で約3兆円に上ります。これは若年層の人口が多い割に国内での仕事が少ないためです。

出稼ぎ先として多いのは中東で、一番多いのは住み込みの家政婦などの家事労働者です。日本にも17~18万人が就労しており、製造業に従事している人が多いです。

相談の場面で多く見受けられるのは、派遣会社を通して働く派遣社員の形態が多く、派遣会社中にはフィリピン人を専門に扱う会社もあり、就労する上での様々な手続きを代行してくれるためお互いにメリットがあるようです。若い女性ではフィリピンパブで働くケースも多く、日本人男性との結婚につながりやすい面があります。

世界の中でも男女差が無く教育が受けられ、女性の社会進出が大切だという考えがあり、家族を大切にす文化もあることから、家族のためにも結婚後も働く女性が多いのも特徴です。

4 教育

学校教育は、幼稚園、小学校、中学校（4年間）、高等学校（2年間）、大学があり、幼稚園（5歳~）から高等学校（17歳）までの13年間は義務教育の期間となっています。大学進学率は日本に比べて低く約30%程度です。大学に進学するためには経済的なハードルが高いことと、卒業しても就職状況が厳しいことが要因にあります。学校の年度は6月~3月までで、公立の小学校には給食はありません。

1898年のアメリカ統治以来、英語が公用語として使われており、小学校の高学年から英語で授業が行われるなど英語教育に重点が置かれています。

5 医療・社会保障

フィリピンの社会保障制度には、大きく分けて「年金」と「医療保険制度」があります。

医療保険制度を運営しているのは、フィリピン健康保険公社（Philippine Health Insurance Corporation (PHIC)：フィルヘルス）です。フィルヘルスは年金制度を運営している組織と同様に、政府管轄下の機関です。

財源は、労使双方の負担による社会保険料（働いている人と、会社が半分ずつ負担しています）、投資活動による資産運用に加え、公的支出（保健省及び地方自治体）から成り立っています。

給付は現物給付方式であり、医療費のうち、傷病の程度や医療施設のレベルに基づいて決められた一定額が、フィルヘルスから医師又は病院に償還払い（費用をいったん全額支払い、その後自治体などに申請して払い戻しを受けること）され、それを超える部分については患者の自己負担となります。そのため、大きい手術や高額な医療を受けるときには自己負担がとんでもない額になってしまうこともあります。

法律上は、公的医療保険制度に全国民の加入が求められています。しかし実際には十分ではなく、収入が少ない家庭では、日々の生活で精いっぱい、保険料を払うことができず加入できません。

フィリピンの貧困層は、保健・医療面において厳しい状況におかれています。

このような状況の中、2019年2月20日に「ユニバーサル・ヘルス・ケア法」が成立し、全国民が自動的に公的医療制度によってカバーされ、貧困層など保険料を支払っていない者も基本的な治療等を差額請求無しで受け取ることが可能になりますが、完全な実現にはまだ数年かかることと、財源の問題など課題は多くあります。

2. 国名：ブラジル（ブラジル連邦共和国）

面積：851.2 平方キロメートル（日本の 22.5 倍）

人口：約 2 億 947 万人（2018 年、世銀）

首都：ブラジリア

ブラジルは南アメリカ大陸最大の面積を擁する国家で、面積は世界第 5 位です。北部が赤道直下で、全体的に海流等の影響もあり気候は大変温暖であり、中南米最多の人口と経済規模です。



1822 年にブラジル帝国として独立し、1889 年の共和革命以降はブラジル合衆国を国名としていましたが、1967 年に現在のブラジル連邦共和国に改称しました。

1 言語

公用語はポルトガル語です。ブラジルで話されているポルトガル語は、ポルトガルの植民地として長い期間占領されていたためポルトガルと先住民やアフリカからの移民たちの影響を大きく受けていて、「ブラジル・ポルトガル語」として区別されることもあります。また、先住民の言語は 160 を超えているといわれ、ブラジルがいかに多様な文化を持つかがわかります。

南米のほとんどの国ではスペイン語が話されていますが、ブラジルではスペイン語がほとんど通じません。また、英語に関しても、若い世代の人たちは義務教育で学んでいるので話すことができますが、年配の人になると話せない人が多いでしょう。ただし、観光地やレストランなどでは問題なく英語で会話をすることができます。

2 家族関係・生活習慣

ブラジルはアメリカに次いで、世界第 2 位のキリスト教人口を抱える国です。ブラジルでは、人口の約 90% の人が敬虔なキリスト教徒だといわれています。カトリックが約 65%、プロテスタントが約 22% とされ、それ以外の人は無宗教やイスラム教、土着のアミニズムなどを信仰しています。

日本からブラジルに移り住んだ移民の子孫たちも半分以上は、仏教や神道ではなくカトリック教徒だといわれています。

大抵のブラジル人は家族や友達を非常に大切にするため、家族や親戚の誕生日は盛大に祝います。これはブラジルが海外移住者で成り立っている国でもあるため、パーティーを通して、いろいろな人と仲良くなるための、ブラジル人たちの知恵といえるのです。

そんなパーティーを好むブラジル人ですが、大抵は時間通りには始まりません。むしろ「時間通りに集まらないのが普通」というのが常識です。だいたい開始予定時刻の 1

時間半～2 時間が経過したくらいから招待客が集まり始める感じで、要はブラジル人は時間にルーズなのです。集合時間だけでなく、時間感覚そのものが、集合場所に「あと 5 分で着きます」と言われたら、15 分～1 時間は覚悟した方がよいというほどです。

次に結婚についてですが、ブラジルには事実婚（婚約状態）と結婚の 2 つがあります。ブラジルで言う事実婚は婚約状態に近いため手続きが必要になります。事実婚をお試し期間としている人々が多く、婚約式も存在します。お試し期間の交際を経て婚約式を挙げて、そこから一緒に暮らし始め、相性が良ければ結婚をします。婚約式と結婚式と 2 回も式を挙げるほどお祭り好きです。

事実婚の状態は書類上では独身扱いになるため、別の人と事実婚をすることもできます。結婚をすると書類上で既婚者扱いになるため、重婚は法律違反になります。

また、結婚すると下記の 3 択から姓を選ぶことができます。

- ① 日本同様⇒夫の姓にする
- ② 夫婦別姓⇒旧姓を使う
- ③ 夫婦の両方の両方を使う⇒順番は妻の姓が最初で、その後には夫の姓が来る

3 仕事（職業）

ブラジルは、1970 年代前半に「ブラジルの奇跡」と言われ、外国からの借金導入をもとにした好景気に沸きました。しかし 1970 年代後半以降には激しいインフレーションに見舞われるなど経済的苦境が続くこととなり、その後 1980 年代にかけて世界有数の借金大国になったブラジルの経済は破綻し、月間 100%を超えるインフレの前に軍事政権は権力を投げ出さざるを得ませんでした。

これに対して日本は、高度経済成長を達成した後も安定した経済状況にあったために、移民の流れは逆転します。

特に 1990 年に日本の入管法が改正され、3 世までの日系ブラジル人とその家族を無制限に受入ることを始めると、日本での高収入に着目した、もしくはブラジルで職を失った多数の日系ブラジル人が日本へ出稼ぎにくるようになり、ヴァリグ・ブラジル航空や日本航空の東京や名古屋行きの直行便は、出稼ぎに来るブラジル人で混み合うようになりました。

出稼ぎに来た日系ブラジル人とその家族のほとんどは工場労働者などのブルーカラーが中心で、夜勤など日本人労働者が嫌った仕事を率先して引き受けました。専門職や技術職の者は少ないこともあり、期間労働者（期間工）を多数雇用する工場地帯に多数居住しています。愛知県内では豊橋市、豊田市、名古屋市、岡崎市、西尾市には多くのブラジル人が暮らし、ブラジルコミュニティを形成しています。

彼らは 2 年契約で出稼ぎが目的で日本に渡航しましたが、その後多くは結果的に日本定住を望み、永住権、やがては日本国籍を取得しています。ブラジルの経済が再び活況を呈している現在でも、日本に移住したブラジル人は日本に定住し続け、約 35 万人以上とされます。これには日本国籍を取得したブラジル人は含まれず、日本人のブラジルへの移民が 100 年間で 13 万人であったので、ブラジルから日本への移民は、日本からブラジルへの移民よりもはるかに多くなっています。

またこれに伴いブラジル系日本人の数も増加することとなり、日本に住む日系ブラジ

ル人やブラジル系日本人向けの新聞や雑誌が発行された他、ブラジル人を主な顧客としたスーパーマーケットや各種商店が上記の地域を中心に多く営業しています。

なお、日系ブラジル人による日本への出稼ぎ者の増加に伴い、「出稼ぎ」という言葉は「Dekassegui」と表記され、ポルトガル語でも通用するほどになり、今や日系在伯移民社会の時代は終了し、ブラジル系在日移民社会の時代となっています。

4 教育

ブラジルの教育制度は、6歳から14歳の初等学校、15歳から17歳・18歳の後期中等教育機関、19歳からの高等教育から成る9・3・4制の学校制度となっています。授業は平日の半日のみで、生徒によって午前の部（7時半～12時頃）と午後の部（13時半～18時頃）のいずれかを選択します。

また、6歳未満の就学前の教育は、0歳から3歳を対象とした保育園（Creche）と、4歳から6歳を対象とした幼稚園（Pre-escola）に分けられています。

1988年に、幼児教育の普及が国の義務であると憲法で定められ、2006年からは初等教育の就学年齢が6歳に引き下げられ、これに伴って、幼児教育の対象年齢が0歳から5歳となり、2009年には、4歳・5歳の幼児も義務教育の対象と定められました。

また、2001年に公布された「国家教育計画（PNE）」において、生涯にわたる人格形成の重要な時期である幼児期に、幼児教育がきわめて重要であると定義され、「教育環境の整備」や「教員の資質向上」など、幼児教育を取り巻く状況の改善が進められています。その後、2010年には4・5歳児の就園率は80%にまで向上しています。

義務教育となるのは初等教育で、公立は無償です。基礎教育では、社会情緒的スキル育成の習得を目的とした全国共通のカリキュラムがあり、科学的なアプローチで知的好奇心を刺激しながら教育の質を高めています。また、国家教育計画では全ての教育レベルで10カ年目標を設定し、それぞれの地方政府が目標に準じた計画を策定しています。

ブラジルが教育に力を入れる理由のひとつは非識字率を下げることにあり、教育省は「識字ブラジルプログラム」を通して非識字撲滅に取り組んでいます。その成果は如実に現れ、2018年の非識字率は6.8%にまで低下。1900年代の65%、1980年の25.4%と比較しても、かなり非識字率が下がったことが分かります。

5 医療・社会保障

ブラジルにおいて医療保障は「国家の義務・国民の権利」として1988年制定の憲法に規定されており、これは世界で他に類を見ない。憲法に基づき創設された「統一医療システム Sistema Único de Saúde（以下SUSと略す）」は、その原則に「あらゆる水準の医療サービスに対し、全国民の普遍的なアクセスを可能にし、予防と治療を含む継続的な医療行為・サービスを提供する」ことを掲げています。

しかし現実には2億人を超えるブラジル全国民に対し、この原則に掲げた理念をかなえる医療サービスは提供されるに至っていません。

その理由は、SUSの財源不足にあり。SUSは税収を財源として運営されており、連邦・州・市がそれぞれSUSに必要な予算を確保するという三層構造となっています。公共医療への財政予算が増える見込みが薄い中、公共医療の提供能力に限界があるのが

現実であることは否めません。

一方で、内需の堅調な推移による経済成長や雇用創出に伴う失業率の低下により国民の所得水準は向上し、国民の過半数は中間所得層に移行しています。また、ブラジルにおいても生活習慣病が増加しており、さらに高齢化が進行する中で、国民の健康への関心が高まっています。

医療保障のベースを SUS としながらも、憲法ではこれと同時に民間部門の参入を、SUS を補足するものとして位置付けて、保健省 (Ministério de Saúde) は国民需要に応じる現実的な手段として、民間による健康保険の提供を容易にする環境整備に取り組んできています。

実際ブラジルの医療費支出は、民間支出が公的支出を上回る構造がみてとれ、民間部門の存在感は大きくなっています。

民間健康保険 (Saúde Suplementar、英訳表記は Supplementary Health Insurance and Plans、以下 SHI と略す) は、1960 年代から半世紀をかけてブラジル独自の様式で発展してきました。2013 年末で、SHI には国民の約 1/4 に相当する 50.6 百万人が加入し、市場の 2013 年収入保険料は 1,128 億リアル (約 4.7 兆円) と、ブラジル保険市場の約 38% を占める大種目となっています。

6 日本からブラジルへの移民

20 世紀にはいるとコーヒーの輸出が増大し、奴隷制廃止に伴ってコーヒー農園の労働力として多数の移民の受け入れが始まりました。

1908 年には日本からの第一陣の移民 (笠戸丸移民) 受け入れが始まり、特に 1924 年にアメリカ合衆国が移民法を制定して日本人移民が排斥されたため、ブラジルへの移民が加速し、日本政府からの渡航費補助もあり 1925 年から 36 年の約 10 年間に急増しました。戦後の日本人のブラジル移民は、1980 年代まで続きました。

3. 国名：スリランカ（スリランカ民主社会主義共和国）

面積：約 6.5 万平方キロメートル
（北海道の約 0.8 倍）

人口：約 2,192 万人（2020 年政府統計）

首都：スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ

旧国称はセイロンで、1948 年 2 月 4 日にイギリスから自治領（英連邦王国）のセイロンとして独立し、1972 年にはスリランカ共和国に改称して、英連邦内の共和国となり、1978 年から現在の国名となっています。



1 言語

公用語はシンハラ語（主に南部、人口の 7 割）とタミル語（主に北部、インドやシンガポールでも公用語）の 2 つです。都市や観光地では大半の方が、このどちらかの言語と英語（共通語）を話します。

イギリスの植民地支配の影響で、19 世紀後半からは多くの国民が英語教育を受け、現在は第二外国語となっていますが、少数の地方の町・村では英語が通じないこともあります。その他、ヴェッタ語、マレー語、ポルトガル語がごく少数の人々に使われています。1948 年イギリスから自治領として独立し国名セイロンとなり、その後共和制に移行（完全独立）、1978 年には大統領制を導入し、現在の国名になりました。約 26 年に渡る内戦が 2009 年に終結したとされていますが、依然として国内治安が不安定なこともあり、そのため来館される在日スリランカ人が「国の情勢不安の為帰国できない」「早く家族を呼び寄せたい」と話すのを聞きます。

2 家族関係・生活習慣

歴史・地理的要因により様々な民族・宗教・言語が存在し、国民の約 7 割が仏教徒（主にシンハラ人）、3 割がヒンドゥー教（主にタミル人）、イスラム教、ローマ・カトリック教徒です。南アジアではインドに次ぐ第二位の GDP（国内総生産）となり、近年急速な経済発展を遂げています。

スリランカ人（主にシンハラ人について）の人柄は日本人と気質が似ているところがあり、自己主張は強くなく、相手と調和を保ちながら振舞うところがあります。親切で困った人を見ると声をかけてくれます。一方で時間を守ることが稀であり、逆に遅れることに対しても怒ることはありません。親しくなった人には特に親切にしますが、レストラン等の場所ではホスピタリティーが見られないことがあります。これはスリランカの国民性を特徴づける集団行動的理念「我が社会（アペーガマ）」に由来すると思われる。

自分とその家族を中心として、親戚・友人・知人と広がる人間関係を「内（アペ）と外（ピタ）」を分けて対応するようになっていきます。観光地やレストランでも入場料や金額が現地人と外国人で異なることがあります。日本人から見ると、家族・親戚・友人関係の絆が強くお互い助け合いながら生きているように思われます。

スリランカの物価は日本と比較して安価で、治安は北部以外は悪くはないと言われています。一年中温暖な気候であり、主食は細長いお米で、カレーが頻繁に食べられ、名産品となっている紅茶もよく飲まれます。

3 仕事（職業）

2009 年の国内紛争終結後は経済成長を続けています。（一時期国内テロ事件の為に低迷した時期もあり）。主な産業は農業と繊維業、紅茶の生産で有名です。8 つの世界遺産を有し、紛争終結後は観光客が増えました。識字率が 90%、平均寿命が 70 歳、途上国中では乳児死亡率も極めて低く、地方と都市の格差が大きく、近年気候変動による干ばつや災害の農業への影響から農業従事者の多い地方では貧困化が進んでいます。

貸付の為に来館する在日スリランカ人の主な職業としては、中古車買い取り、輸出、解体業、また中古電化製品輸出が見られます。来館者の話によると、東南アジア、アフリカ諸国への輸出は、コロナ感染拡大以前はかなり好調であったようですが、感染拡大後は船便の欠航、港の閉鎖により輸出業は停止となり減収に至ったようです。

4 教育

スリランカの教育制度は、小学校（5 年）、前期中等（4 年）、後期中等（2 年）、高校（2 年）、大学から成り、5 歳の 1 月に入学します。小学校 5 年で奨学金試験を受け、一定の得点以上を取得した児童は、6 年生から進学校に転校できる機会が与えられ、低所得家庭の児童には奨学金が支給されます。中等後期修了時に高校入学資格試験に相当する試験（O/L 試験）があり、合格すると高校進学資格が与えられ、約 2 年半後の 13 年生の 8 月に大学入試資格試験に相当する試験（A/L 試験）があり、合格すると大学入学資格が与えられます。

スリランカの初等教育への就学率は 97.5%、義務教育年齢である 5~14 才の就学率も 93%、高学歴を目指す傾向にあり、毎年初等教育への約 35 万人の入学者のうち約 31 万人が、日本の中学卒業時にあたる 11 年生で O/L 試験受験を受験しますが合格するのは約半数であり、毎年多くの若者が技術を持たないまま社会に出ることが、若年層の失業率の高さの一因となっています。

来館者の多くは流暢な英語を話され、海外の大学で学ばれた方も見られましたが、そのような方の来日理由には国内政治・宗教が関連しているように思われました。

5 医療・社会保障

全般的に保健医療については、現状では、住民はその住居からほぼ 1 km 以内で公的施設、又は民間施設を利用することができます。基礎的な医薬品については、住民の直接的費用負担なし（無料）で医療に必要なものが提供されています。コロンボやキャンディなど都市部の私立病院には専門医が集められ、大きな外科手術も行われています。一部の

私立医療機関で医師を選べば、日本に近い水準の医療を受けられます。

社会保険制度として、ETF (Employees' Trust Found) 被雇用者信託基金、EPF (Employees' Provident Fund) 被雇用者準備が整備されています。前者は、雇用保険に相当するものであり、全ての労働者が加入する保険となっています。被用者の負担金はなく、雇用者側は被用者報酬の 3% を基金に拠出する仕組みとなっています。後者は、年金保険に相当するものであり、積立式となっています。被用者年収の 8%、雇用者はその 12% をそれぞれ基金に拠出する仕組みとなっており、退職時にその積立金全額の取得権が得られます。また公的扶助として、サムルディプログラムと呼ばれる生活保護・給付金制度が整備されています。これは 1995 年から開始した事業であり、主に生活費の補助や貯蓄サービスが行われています。このプログラムの実施主体は、県や郡単位で設置されている事務所であり、制度の対象となる困窮者世帯には、それぞれの経済状況や家族構成に応じて、毎月給付金の支給を行っています。

6 コミュニティ、その他

貸付に来館されたスリランカ人の方々からの情報では、千葉県には大きなスリランカコミュニティがいくつかあり、本国での紛争に似た争いが起こることもあるようです。またヤードと呼ばれる中古車の収容・解体施設が各地に建設されているようです。

4. 国名：ベトナム（ベトナム社会主義共和国）

面積：32万9,241平方キロメートル

人口：9,762万人（2020年、越統計総局）

首都：ハノイ



ベトナムは漢・唐の時代には中国の支配を受け、10世紀に独立後、王朝支配を経て、19世紀後半にはフランス植民地に編入されました。第二次世界大戦中の日本軍の進駐とインドシナ戦争を経てフランス植民地体制が崩壊して、国土は南北に分裂し、ベトナム戦争を経て1976年に統一国家としてベトナム社会主義共和国が成立しました。

1 言語

言語はベトナム語が公用語で、その他にも華語、クメール語なども使われています。少数のエリート層や高齢者の間ではフランス領インドシナ時代の影響から、フランス語が理解できる人もいます。また、ソビエト連邦などの共産主義国とのつながりがあったため、ロシア語を理解できる人もいます。

ただし、最近の若年層の教育は英語教育が一般的になり、2016年には小学校教育でも日本語が第一外国語に加えられ、日本語を理解している人が増えてきています。

2 家族関係・生活習慣

ベトナムには公式に認められている民族が54あり、そのうちキン族が85%から90%を占めています。その他の少数民族の多くは山地に住んでいます。

主要民族であるキン族を中心に、人名の多くは、中国語の影響が強く、漢字一字の漢姓と、漢字一字か二字の名からなる構造は中国と共通しています。結婚によって姓を変えることはありません。ただし、現在のベトナム語の文字はアルファベット表記で、漢字が読める人はごく少数です。

宗教は日本と同じ仏教（大乘仏教）が大半を占め、次に多いのがカトリック教です。その他に少数民族ではイスラム教、ヒンドゥー教など様々な宗教があり、ベトナムでは現在39の宗教が認められています。また、憲法で信教の自由も保障しており、宗教活動は平穏です。

大多数が仏教徒と言われながらも、実際に信仰心を表すのは冠婚葬祭や正月など特定の時期だけで基本的には無宗教の人が大多数を占めています。このように多様な宗教が混在するベトナムですが、人々の心のベースには家の神様（かまどの神様）に祈り、村の守り神を祀り、さらには神社へも参拝するという日本の神道にも近い信仰心があるようです。

宗教観は日本と似ていますが、儒教の影響は日本より強く、ベトナム人は年配の方を深く敬います。

また、親を大切にすることは非常に強く、子どもは社会人になると貧しくても親に仕送りし、旧正月には故郷に帰って親と一緒に祝います。家族にイベントがあるときや、病気になった時は仕事を休んでそばにいることはごく普通の行為として認識されています。

結婚は恋愛結婚が主流で、20代で結婚する人が多いですが、都市部では結婚年齢が遅くなっており、地方と都市部では事情が異なります。女性の社会進出度はアジアでもトップレベルで夫婦共働きが一般的ですが、子育てへの公的支援が十分ではなく、子育ては両親や親戚、近隣の手助けで補っており、家族や近隣の結びつきが強いのが特徴です。

留学や就労を目的に日本に来るベトナム人は、親戚一同から支援を受けてきている場合もあり、その恩を返すという意味で、国にいる親戚のために仕送りをする人も多いです。

3 仕事（職業）

2009年の入管法の改正によって在留資格に「技能実習」が設けられ、従来の研修期間が無くなったことで入国当初から「技能実習」が可能になりました。ここから技能実習の労働の側面がクローズアップされ、ベトナム人の入国も少しずつ増え、2014年の入管法改正により在留資格の専門的業務の区分が一本化され、2017年には外国人の技能実習法が施行され、実習生の保護、適正な実習のための体制が強化されました。

さらに2019年の入管法の改正により、在留資格「特定技能」での受入れが可能になり、愛知県内における外国人労働者数も増加しています。この中で一番急激に増加しているのがベトナム人です。2021年には愛知県内の外国人労働者数ではこれまで1番多かったブラジルを抜き、1位に転じています。

愛知県内のベトナム人の在留資格としては「技能実習」が圧倒的に多く、次に「技術・人文知識・国際業務」となっています。これは中国人技能実習生が減り、多くの日本企業がベトナム人実習生を受け入れるようになったことと、ベトナム政府としても海外への労働者送り出しを促進しているためです。

また、ベトナム現地に日本企業多く進出しており、ベトナム人にとって日本は親近感のある国となっており、日本のアニメなども浸透しています。日本語教育に積極的で勤勉な国民性もあり、ベトナムに比べて社会保障制度の整った日本で働くことを希望する若者が増えています。

4 教育

ベトナムの教育制度は、初等・中等教育が6歳から始まり、小学校5年間、中学校4年間、高等学校3年間の12年間でしたが、2020年7月より改正された教育法が施行され、小学校入学の際に5歳児教育の修了証を求められるようになり、就学前の5歳児教育も義務教育化され、現在の義務教育期間は実質計10年間となっています。義務教育の授業料は無料ですが、教科書代や教材費は別に必要です。ベトナムの多くの学校

は午前と午後で生徒が入れ替わる二部制を採用しています。これは平均年齢が若く、子ども的人数が多いためです。学期は2学期制で、6月～8月は夏休みです。

ベトナム人の識字率は発展途上国の中では非常に高く、教育訓練省によると、2020年時点におけるベトナム全国の15～60歳の識字率は97.85%となっています。しかし、地方では小学校を卒業していない子どもも少なからずいて、特に農村部の女子にみられるようです。

また、外国語と情報技術の強化を教育政策の柱としており、理数系に特化して力を入れています。

日本語は2007年からベトナムの高等学校において単位がとれる正式な外国語科目となりました。ベトナムの学校教育において、英語、ロシア語、フランス語、中国語に次ぐ5つ目の公式外国語科目です。ベトナムの日本語教育推進は外国語教育強化政策の一環として行われましたが、高い成果を挙げて拡大を続けており、2020年からは中学校の公式科目としても採用されています。

5 医療・社会保障

ベトナムの医療保険制度は憲法のもと、強制保険（VSS）と任意保険の二本立てで設計されています。強制保険制度を持っている国はASEAN諸国ではベトナムのみで社会主義制度の性格が現れています。強制保険制度は国家が健康保険法にしたがって運営する強制加入保険であり、加入者は健康保険基金から保険対象の医療費が支払われます。被保険者は企業勤めの労働者だけではなく、子どもや高齢者、少数民族、農林漁業従事者など社会的弱者も対象です。

受診はフリーアクセスではなく、健康保険証に記載された病院にて診療・治療を受けることが可能で、混合医療が一般的で、診療報酬体系は全国統一されていません。

現在ベトナムでは保険料の政府補助対象者が全人口の63%に上り、7割を公費が占めており、公費割合が急速に増加しています。その反面、貧困層は保険も医療機関も利用せず街の薬局と自宅療養で済ませるケースが多く、本来社会保障で支えられるべき層は公的医療を利用していない状況があります。

年金制度や高齢者手当などの制度はありますが、地方においては実施されていないところもあり、生活に十分な収入が無いため、60歳以上の就労率が高く、収入源を子どもに依存する傾向があります。高齢者扶養に関しては子や孫の義務との基本原則が法律で定められています。家族はベトナム社会を構成する経済や生活の単位として重要な役割を持っていて、公的な介護保障の仕組みは存在せず、主として家族や地域の支え合いなどで賄われています。

今後は少子高齢化が急速に進行すると予測され、介護が必要な高齢者が増えてきた場合、家族だけで介護しきれないケースが想定され、ケアの質の確保、管理、向上が課題となっています。

5. 国名：ペルー（ペルー共和国）

面積：約 129 平方キロメートル（日本の約 3.4 倍）

人口：約 3,297 万人（2020 年、世銀）

首都：リマ

ペルーは紀元前から多くの古代文明が栄えており、16 世紀までは当時の世界で最大級の帝国だったインカ帝国（タワンティン・スウユ）の中心地でした。その後、スペインに征服された植民地時代に、ペルー副王領の中心地となり、独立後は大統領制の共和国となっています。



1 言語

ペルーの公用語は公式には以下の3つの言語です。

スペイン語、ケチュア語、アイマラ語ですが、ほとんどの人はスペイン語を話します。ケチュア語のみ、もしくはアイマラ語のみを話す人はあまり多くありません。ただし、スペイン語とケチュア語、もしくはスペイン語とアイマラ語の両方を話すいわゆるバイリンガルの方は多くいます。

スペイン語という言語はスペインと中南米で広く話されているため地域ごとに独特の発音や言い回しがあるので、ペルーのスペイン語はスペインのスペイン語とは異なる点が沢山あります。同じ南米内であっても、それぞれの国で発音や語彙が異なりますが、意思の疎通は南米・スペインどちらでも問題なく行えます。

ケチュア語はインカ帝国の民族ケチュア族の言語で、かつてのインカ帝国の領土だった場所で広く話されていますが、やはり地域ごとに大きく異なっています。ケチュア・クスケーニョ（クスコのケチュア語）とケチュア・ポリビアーノ（ポリビアのケチュア語）ではかなり違いが多く、言葉が通じないこともしばしばです。またエクアドルではケチュアではなくキチュア語という名前の異なる言語が話されます。現在、ケチュア語のみを話す人は都市部から離れた村や集落に多く、都市部にはあまりいません。

アイマラ語はアイマラ族の言語で、主にペルー南部のプーノやポリビアで話され、ポリビアでも公用語となっています。またチチカカ湖のウロス島（浮島）でもアイマラ語が話されています。

2 家族関係・生活習慣

国立統計情報機構(INEI)による2007年実施の第11回国勢調査結果では、当時12歳以上の国民の81.3%がローマ・カトリック、12.5%はプロテスタント、3.3%はユダヤ教・モルモン教・エホバの証人などの他宗教、2.9%は特定宗教なしとなっています。

す。カトリックの数は減少傾向が観察され、同機構による調査数値の推移では、1993年から2007年にかけてのカトリックが89%から81%に減少しています。

ペルーは1533年にスペインに征服され、1572年にインカ帝国の幕を閉じてスペインの植民地になった歴史があり、カトリック信仰が8割を占めるキリスト教国ですが、土着の宗教をカトリックと融合させたような習慣も見られるため、皆が純粋なカトリック教徒というわけではありません。例えば、クスコでは毎年6月24日にインティ・ライミ (Inti Raymi: ケチュア語で太陽の祭りの意味) という太陽を称えるインカの祭りが行われますが、このインティ・ライミに合わせてクスコ各地のカトリックの教会に祭られている聖人たちの像がアルマス広場の大聖堂に集合します。このインティ・ライミはブラジル・リオデジャネイロのカーニバル、ボリビアのオルーロ・カルナバルと並び、南米三大祭として有名です。

このような歴史的な経緯から、家族観はインカ帝国時代の血縁集団で集まり生活する様式と、植民地時代にもたらされたカトリック教の家父長制の考え方などが混在するかたちになっています。

結婚については、植民地時代にカトリック教が持ち込まれてからは離婚が認められていませんでしたが、1984年に現在に離婚制度を導入しています。しかし、法的には離婚できても、宗教的には離婚は認められていません。

3 仕事（職業）

現在ペルーには約8万人の日系人が実在しており、1990年の入管法改正を機に日系人が日本への出稼ぎに来ているケースが多くあり、ペルー系日系社会の約半分が日本で生活しています。

また斡旋業者が裏にいるといううわさもあり、渡航費が無い場合でも後から稼いだお金で返してくればよいという形で渡航を補助する斡旋業者が存在すると言われています。

4 教育

6年間の初等教育と5年間の中等教育、6歳から16歳までの計11年間は義務教育期間です。その後、大学(10学期=5年間)、専門学校などに進学することができ、またそれらに入学するための予備校などもあります。

休暇は長く、クリスマス前後から3月までの約3ヶ月間が夏休みです。7月の独立記念日にも15日間の休暇があり、友人や家族と旅行を楽しんだりしています。

国立情報統計機構 (INEI) が2017年9月に発表した2016年全国世帯アンケート (ENAHO) のデータによれば、識字人口は2147万4000人、15歳以上識字率は94.1%で、2006年から2016年の10年間で男性が1.7%(95.4%→97.1%)、女性が4.8%(86.2%→91.0%) 向上しています。

公立の学校では授業時間は午前、午後の2部に分かれており、給食はありません。中等教育までの義務教育は無償ですが、経済的な理由などにより中退する者が農村部では3割弱もいます。

5 医療・社会保障

ペルーの医療機関は、私立病院の他、公的病院として、ペルーの健康保険への加入者を対象とした病院（EsSalud）および誰でも受診できる公立病院（MINSa）が存在し、大きくこの3つに分類できます。

一般の公立病院（MINSa）は主に貧困層を対象とした病院で、設備が老朽化しており衛生上の問題が懸念されます。一方、健康保険病院（EsSalud）は一般の公立病院（MINSa）と比べると設備は整っていますが、同国の健康保険に加入していない者は受診が難しく、また大変に混雑しています。そのため、在留外国人は私立病院を受診することが一般的です。

一方、地方においてはリマと比べ医療水準が大変低い地域が多く存在します。地方都市には公立病院しか存在しないことも多く、私立病院であっても設備が整備されていないのが現状です。

医療保険は、公的保険と民間保険に大別され、公的保険には保健省が管轄する貧困者を対象とした統合健康保険（SIS）と社会保険庁が管轄する、正規雇用者を対象とした社会保険があります。

一方、民間保険には民間保険会社が運営するもの、民間と政府双方が協力して運営しているものに二分されます。

年金は公的年金と私的年金のどちらかを選択し、退職後に受け取ることができますが、負担額は大きい割に受給金額は低く、加入していない人も多いのが実情です。

6 日本からの移民、その他

ペルーは南米で組織的な日本人移住を最初に受け入れた国で、1899年（明治32年）ペルー第一回移民790人が横浜港を出港（佐倉丸）し、同年4月3日にカヤオ港に第一歩を記したのが始まりです。

その後、海岸地帯に所在する農場で賃金労働者として働くために移民した、いわゆる「契約移民」が続き、その数は約18,000人に達しました。1923年に契約移民は廃止されましたが、親族呼び寄せなどにより移住は継続し、戦前の移住者は総計33,000人にのぼりました。

現在でも中南米でブラジルに次ぎ2番目に多くの移住者・日系人が在住しており、政治・経済・学術など各方面で活躍しています。日系人では第21代大統領のアルベルト・フジモリ氏が有名です。

6. 国名：インドネシア（インドネシア共和国）

面積：約 192 万平方キロメートル
（日本の約 5 倍）
人口：約 2.70 億人（2020 年政府統計）
首都：ジャカルタ

東西に非常に長く連なり、赤道にまたがる世界最多の島を抱える島国です。

人口は世界第 4 位の規模で、世界最大のイスラム教徒を有する国家です。

かつてはオランダの統治下におかれ、第二次世界大戦中は日本の統治下におかれていました。



1 言語

公用語はインドネシア語で、国語となっていますが、インドネシアは赤道にまたがる約 13,000 もの大小の島により構成されており、マレー系民族の他にも 1,000 を超える民族が存在する多民族国家で、700 を超える言語が日常生活では使われています。国語になっているため、日常生活ではそれぞれの言語を話していても、第 2 言語としてインドネシア語を話せる人はかなり多くなっています。

2 家族関係・生活習慣

インドネシアでは約 90%の国民がイスラム教徒である一方、東部の島々の住民の多くはキリスト教、バリ島ではヒンズー教と多様な宗教が共生する社会となっています。宗教が日常の中で当たり前存在しており、イスラム教の 1 日 5 回のお祈りやダマラン（断食）、女性はヒシャブと呼ばれる頭に被るスカーフを被ること、豚肉とお酒は口にしないなどの戒律があります。ただ、信仰の度合いは個人の価値観で異なります。

このため結婚は宗教的結婚の儀式が行われてから、夫婦関係が成立します。宗教上の儀式の後に婚姻証明書が発行されます。婚姻後の姓は夫婦別姓が基本ですが、夫の姓を選ぶこともできます。離婚については、裁判が必要です。

インドネシアには数多くの民族があり、結婚の儀式にも様々な特色がありますが、信仰が異なる宗教同士の結婚は禁止されており、結婚するためには片方の改宗が必要となります。女性は宗教的に男性との接触が制限されているため、恋愛に対して慎重です。現在は法律により重婚の禁止や婚姻年齢も決められていますが、以前は宗教上及び経済的な理由での一夫多妻制や児童婚も存在していました。

インドネシアの季節は赤道直下のため常夏で、年中果物が生っており食事には困らない気候のため、スローペースで穏やかな人が多く、時間に縛られない傾向があります。

3 仕事（職業）

インドネシアの人口は約2億 6000 万人で世界第 4 位の人口規模となっており、豊富な労働力を有しています。しかし、国内では農林水産業とサービス関連に多くの就労者が属しており、若年層の失業率が高いことが課題となっています。外国で就労する若者も多く、主な就労国はマレーシア、台湾、香港、サウジアラビア、シンガポールで、主な業務はハウスマイドやボランティアワーカーなど中学校以下の学歴者が多くなっています。

このため、政府としても職業訓練の充実に力を入れ、日本への技能実習生の人数は年々増加しています。中でも製造業や建設業、医療・福祉分野の産業に従事する人が増えています。国民の平均年齢は 29 歳で、経済的にも急成長中のインドネシアの若者の日本企業やカルチャーへの関心は高く、今後も日本で働くインドネシア人は増えていくことが予測されます。

4 教育

インドネシアの教育制度は、日本と同じように小学校の 6 年間、中学校の 3 年間で義務教育とされています。そして、高校が 3 年間、その後は大学などの高等教育に続きます。

日本と大きく違うのは、小学校、中学校、高校すべての段階で卒業するための統一国家試験が実施されているところです。基準点が設けられ、それを下回ると学校を卒業することができないことがあります。この統一国家試験は、インターネットによる受験が始まっています。

また、学校の種類にも、日本の文部科学省にあたる教育文化省管轄の一般の学校と、宗教省管轄のイスラムの考えや伝統に沿った教育を行うマドラサやサントレンと呼ばれる学校があります。インドネシアで最も多数を占めるのはイスラム教徒ですが、プロテスタント、カトリック、ヒンズー教、仏教などを信じる人々もおり、一般の学校でもそれぞれの宗教に合わせて宗教の授業が設けられています。この 2 種類の学校については、例えば、小学校は一般の学校に行き、その後、マドラサに入ることもできるなど、自由に進学できることになっています。

インドネシアでは、全国統一の基準に沿って各学校がカリキュラムを作成します。インドネシア憲法の前文にある建国の 5 原則の教育やインドネシア語の学習が重視されるとともに、必ず地方語を学習するようになっています。小学校では一般的な教科を学習しますが、中学校では技術や工業、農業などの実技の習得が多くなります。学校によっては小学校からコンピューターの学習も行われています。

公立の小・中学校の多くは授業が半日で終わります。理由は、学級数に対して児童数が圧倒的に多く、午前午後の二部制をとらざる得ないからです。また公立校には全国共通の制服があり、小・中・高によって色分けをしています。

インドネシアの日本語学習者数は、2018 年の調査によると中国に次いで世界で第 2 位となっています。その理由としては、日系企業のインドネシア進出、技能実習生や EPA（経済連携協定）における外国人看護師や介護福祉士の日本受入れ等、日本語を使った就職先の増加などが考えられます。また、日本のアニメ・漫画・J-POP を契機として日

本語を学習する若者も多く、日本語は高校の第2外国語の一つに指定されています。

5 医療・社会保障

インドネシアではこれまで業種ごとに異なる組織が運営していた社会保障制度を見直し、2014年に国民皆保険制度を導入し、5年間の移行期間を設けて全国民の加入を目指してきました。この制度ではBPJS(Badan Penyelenggara Jaminan Sosial)という非営利の公共事業団体が運営を担い、医療保険と社会保障(労災保険、年金など)に対応しています。

このBPJSには、全国民の加入が義務付けられ、6か月以上就労する外国人も加入対象となっています。2020年時点で加入率はインドネシア全人口の約83%になっており、BPJSと提携している医療機関において決められた範囲の医療行為が無料で利用できます。

しかし、指定した医療機関で一次診療を受けなければ病院での治療を受けることはできず、1つしか一次医療機関を指定できないため、緊急な病状の際に十分な治療が受けられず、自己負担になってしまう事例も起きています。BPJSが利用できる医療機関は公立に限られており、多くの人口が数多くの島々に分散されている地理的条件では医療サービスも地域格差が存在しています。

コラム「貸付面談中に印象に残った会話」

外国人の方との面談の中で、日本人の感覚とはちよつと違う、印象に残った会話の一部を紹介します。



「今、国に帰ったら殺される」スリランカ国籍男性

※スリランカでは国内で政治や宗教上の対立が常にあり、国内の治安も不安定です。

「この時間はお祈りがあるからダメなんだ」イスラム教徒の男性

※イスラム教では1日5回お祈りの時間があります。

「日本にずっといたい。もう帰いたくない」ブラジル国籍男性

※日本を気に入って、永住資格も取り、長年暮らしているブラジル人は少なくありません。日本は安全で、清潔な国として評価されているようです。

「子どもに学校を休んでもらうから、通訳は大丈夫」ブラジル国籍女性

※日本の学校に通って日本語が話せる子どもたちは、親の通訳としても活躍しています。でも、学校を休ませて大丈夫なの？

「フィリピンでは英語ができないと小学校も進級できない。でも、結構いい加減」 フィリピン国籍女性

※フィリピンでは英語教育に力を入れており、小学校から英語での授業が行われます。

「フィリピンでは子どもが生まれると、第2の親が決められ、第1の親(実父母)が子の養育に困った時に助けなければならない。だから、甥や姪のお金が無いと、教育費を払ってほしいと平気で言う」フィリピン国籍男性

※フィリピンでは母国で暮らす子どもや親への仕送りは当たり前で、甥や姪の学費まで送っている人もいます。家族や一族で生活を助け合うことが基本になっています。



「フィリピンの医療費は高い。払わないと追い出される」 フィリピン国籍男性

※相談に来られる国々の医療保険制度は、日本のように充実しておらず、高額の治療費が必要になります。

(窓口に連れてきた子どものことを聞くと)「うちの子じゃないよ。友達の子をベビーシッターで預かっているの」 フィリピン人女性

※フィリピンでは、知り合い同士でのベビーシッターやハウスキーパーも女性の仕事として成り立っています。

「自分の村では、子どもは皆、村全体で育てる。同居しているのは同じ村で育った弟(みたいのもの)だ」 インド人男性

※アジアの国々では、都市部は日本の都市部と同様な傾向がありますが、地方では村全体で子どもを育てると言う文化が残っていて、家族と同様に面倒をみているようです。でも、本当の弟じゃないから、そのまま信じないでね！

「カレー料理店の調理を任されている。今は休憩中」(職員「何時から店は開くのか」)「16時から」(職員「今は15:55だが大丈夫か」)「大丈夫！」 スリランカ人男性

※相談に来られる外国人は、平均的に日本人に比べて時間におおらかです。電車が10分遅れただけで騒ぐ日本人とは違って、ゆったりと構えています。でも、面談の予約時間は守って欲しいし、来られない時は連絡してね！

(面談中の職員に)「お前は親切だから、今からカレーを作ってやる。休みを取ってレストランに行こう！」 カレー料理店で働くインド人男性

「スパイスの新作がある。チキンを焼くとうまい。持ってこようか！」

ブラジル人男性

(クリスマスの前日に面談で)「クリスマスのチキンを焼くから持ってきてあげる。ここは何人いるの？」 フィリピン料理店経営のフィリピン人女性

※皆さん、感謝の気持ちをストレートに表現してくれます。陽気で親切な一面もあり、癒されます。もちろん、料理はいただきず、お気持ちだけありがたくいただきました。

ここではほんの一部を紹介しましたが、まだまだいろんなエピソードがありました。全体的には皆さん、「日本人は優しい」と好意的な印象を持たれています。

参考資料（外国人に関する相談窓口）

1 愛知県

（1）あいち多文化共生センター（公益財団法人愛知県国際交流協会内）

あいち多文化共生センターでは、多文化ソーシャルワーカーが国際交流や多文化共生などに関する各種情報・資料を提供しています。

また、日本に住む外国人県民の方に対しては、労働問題・税金・医療・教育など各種相談に多言語で応じるほか、複雑な問題に対する継続的な支援や、生活に関する軽易なものの通訳※なども行っています。

※通訳は営利目的でないものに限り、相談者が窓口に来訪するか、電話で通訳しますが、通話料は相談者の負担となります。

利用時間：月曜日～土曜日 10:00～18:00

※年末年始（12/29～1/3）は休館日

電話：052-961-7902

対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語

（2）名古屋外国人雇用サービスセンター

日本で就職を希望する留学生に各種の支援を提供しています。求人情報の提供に加え、就職支援ガイダンス、模擬面接、個別の相談等を行っています。

また、年間行事として留学生就職フェア（合同企業説明会）、ミニ面接会、インターンシップ等も開催しています。

利用時間：月曜日～金曜日 9:15～17:15 ※祝日と年末年始を除く

所在地：名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 8階

電話：052-855-3770 FAX：052-855-0944

対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語

2 安城市

（1）外国人相談

外国人住民が市役所窓口に来庁される場合はテレビ電話通訳による対応を、電話による相談には、電話をかけた外国人住民、相談窓口、通訳センターを結ぶ3者間電話通訳による対応を行い、状況に応じて最適な通訳システムを整備しています。

電話通訳：0566-71-2299へ電話してください。通訳付きで市役所のそれぞれの窓口へ繋がります。13個の言葉で通訳ができます

安城市役所の窓口で、タブレット端末を使ってテレビ電話通訳が使えます。